

介護給付費に係る国の負担が不当

1 件	不当金額(支出)	2 3 5 3 万円
(前年度	1 件	5 0 3 6 万円)

1 介護保険の概要

介護保険は、介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態となった者に対して、必要な保険給付を行うものであり、市区町村等が保険者、その区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

事業者が要介護者等に対して介護サービスを提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、原則として、介護報酬の90/100に相当する額又は介護報酬の全額を事業者に支払うこととなっている(市区町村等が支払う介護報酬の額を「介護給付費」)。

介護給付費は、50/100を公費で、50/100を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。そして、公費負担として、国が20/100又は25/100を負担している。

2 検査の結果

26事業者に対して19都府県の98市区町村等の実施主体が行った平成24年度から30年度までの間における介護給付費の支払が計8263万円過大となっていて、これに対する国の負担額2353万円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア 通所介護

7事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていたり、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を配置していなかったことなどから個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合していなかったのに、1日につき46単位又は42単位を所定単位数に加算したりするなどしていた。このため、介護給付費の支払が26市区町村等で計3086万円過大となっていて、これに対する国の負担額948万円は負担の必要がなかった。

イ 訪問介護

9事業者は、減算に係る要件を満たす建物の居住者に対して訪問介護を提供していたのに、介護報酬の算定に当たり、所定単位数の90/100に相当する単位数に減算していなかった。このため、介護給付費の支払が40市区町村で計1946万円過大となっていて、これに対する国の負担額587万円は負担の必要がなかった。

ウ その他の介護サービス

ア及びイのほか、介護療養施設サービス、介護福祉施設サービス、特定施設入居者生活介護、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の5介護サービスについて、10事業者は、介護報酬の算定に当たり、単位数の算定を誤っていた。このため、介護給付費の支払が37市区町村等で計3231万円過大となっていて、これに対する国の負担額817万円は負担の必要がなかった。

府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた 介護給付費の件数	過大に支払われた 介護給付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		平成	件	円	円	
郡 山 市	8市町村(1)	26～29	1,737	150万	44万	ア
栃 木 県	9市町(2)	24～28	904	849万	259万	ア、イ
さいたま市	11市区等(1)	27～29	805	276万	68万	ウ
千 葉 県	14市区(2)	27～30	246	393万	117万	イ
千 葉 市	1市(1)	29	1,464	198万	58万	ウ
静 岡 県	2市(1)	28、29	252	259万	64万	ウ
京 都 府	8市町(1)	25～29	1,060	347万	86万	ウ
大 阪 府	4市等(2)	27～29	2,361	613万	189万	ア
大 阪 市	1市(1)	27～29	1,578	864万	273万	ア
貝 塚 市	5市町(1)	27～29	839	473万	141万	ア
鳥 取 市	7市区町(1)	28、29	501	329万	97万	イ
下 関 市	2市(1)	27～29	648	307万	93万	ア
徳 島 県	8市町等(4)	24～29	3,052	954万	240万	ウ
高 知 県	7市町(2)	25～30	3,711	1193万	297万	ウ
大 分 県	2市(2)	27～29	367	436万	132万	イ
大 分 市	7市(1)	27、28	329	196万	59万	イ
鹿児島県	11市町村(2)	27～29	568	417万	127万	イ
計	98実施主体(26)		20,422	8263万	2353万	

注(1) 計欄の実施主体数は、府県等の間で実施主体が重複することがあるため、各府県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、本文の介護サービスの種類の別に対応している。